

千葉県発第 5-16-5 号

平成 28 年 4 月 22 日

地域・職域薬剤師会

代表者 各位

一般社団法人千葉県薬剤師会

会長 石野良和

#### かかりつけ薬剤師に関する施設基準について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、かかりつけ薬剤師の施設基準について、本会では関東信越厚生局へ質問しておりました。このたび別紙の回答が得られましたので、お知らせします。

今度、本会としては具体例について文書での回答を求めています。その結果は会員ページに掲載いたします。

(写)

関厚千発0419第1号

平成28年4月19日

一般社団法人千葉県薬剤師会会長 様

関東信越厚生局千葉事務所長



かかりつけ薬剤師に関する施設基準について

平素は、社会保険医療の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月4日付け千葉県発第5-16-1号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

Q 「かかりつけ薬剤師指導料」施設基準のうち「医療に係る地域活動の取組に参画していること」について

個別改定項目の文書では、『地域の行政機関や関係団体等が主催する講習会、研修会への参加、講演等の実績』とありますが、多くの保険薬剤師は、行政の主催する講演会や研修会への参加、若くは講演などの実績はございません。

実際には地域薬剤師会（⇒千葉県における各地域薬剤師会、または千葉県薬剤師会）が主催する学術研修会への参加が施設基準を満たすのか否か、ということが判断基準になります。そこで、次の個別案件について施設基準を満たすのか否か、ご教授願います。

ア) 地域薬剤師会等、関係団体が主催する講演会・研修会への参加（研修内容問わず）

イ) ((ア) が施設基準を満たさない場合) (ア) のうち、より地域活動の取組と判断できるものに限ってはどうか。例：医師会主催の医師・看護師・薬剤師・消防士・学校保健教諭等が合同で行うアナフィラキシーについての研修会等

ウ) 地域の夜間救急診療所への出勤

エ) 災害時を想定した医薬品の搬送訓練への参画

オ) 産業祭などで行うお薬相談ブースへの参画

カ) 学校薬剤師の活動（おくすり教育の開催等）



回答

ア、イ) 満たさない

ウ) 行政機関や地域薬剤師会の協力のもとで実施している休日夜間薬局への対応（薬局として対応している場合は、届出に係る薬剤師が関与していること。）であれば満たす。

エ) 行政機関の依頼に基づく医療に係る地域活動（薬と健康の週間、薬物乱用防止活動、注射針の回収など）への参画（薬局として対応している場合は、届出に係る薬剤師が関与していること。）であれば満たすので、照会の災害時の事例も該当すると考えられる（このような取組は、災害時おける住民に対する活動の一環と考えられる）。

オ) 地域の行政機関や医療関係団体（都道府県の薬剤師会、医師会等）が主催していれば満たす。

カ) 児童・生徒に対するものであれば満たす。

※上記の回答のとおり、要件を満たしているものは受理いたします。